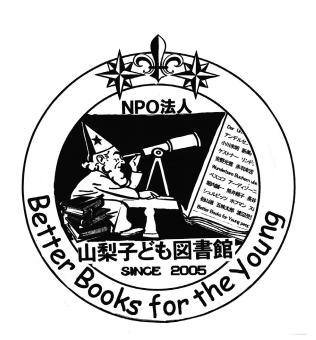
特定非営利活動法人 山梨子ども図書館

定款



特定非営利活動法人 山梨子ども図書館 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人・山梨子ども図書館という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山梨県甲斐市岩森 1762 番地 4 号に置く。

2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を山梨県甲府市西田町5番20号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3章 この法人は、子どもの本に関心のある人や児童書全般の専門家を目指す者に対して、 講座講義を通じて広範囲の知識、関連の技術を伝授する事業を行い、すぐれた児童書 への認識を高めさせ、また児童書に関する専門家の養成に寄与することを目的とす る。

(特定非営利活動の種類)

- **第4条** この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。
 - (1) 社会教育の推進を図る活動
 - (2) 子どもの健全育成を図る活動
 - (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言、または援助の活動

(事業)

- **第5条** この法人は、第3条の目的を達成するため、次の非営利活動に係わる事業を行う。 特定非営利活動に係わる事業
 - (1) 児童書に関する専門家養成講座運営事業
 - (2) 児童書・子どもの読書環境に関する研究事業
 - (3) 児童書に関する講演、図書館への専門家派遣、関係サークル団体との連携・助言・援助などの事業
 - (4) その他、目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

- 第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下 「法」という)上の社員とする。
 - (1) 正会員 この法人の理念・目的に賛同し、法人の活動を推進する個人、団体
 - (2) 賛助会員 この法人の理念・活動に賛同し、支援する個人、団体

(入会)

- 第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。
 - 2 会員として入会しようとする者には、理事長は、正当な理由がない限り入会を認めな ければならない。
 - 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書類をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。 (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至った時は、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、また会員である団体が消滅したとき
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

- **第11条** 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
 - (1) この定款等に違反したとき
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

- 第13条 この法人に次の役員を置く。
 - (1) 理事 3人以上 12人以内
 - (2) 監事 1人以上 4人以内
 - 2 理事のうち1人を理事長とし副理事長を2人置くことができる。

(選任等)

- 第14条 理事及び監事は、総会において選任する。
 - 2 理事長、副理事長は、理事の互選とする。
 - 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が 1人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員 の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 4 法20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることはできない。
- 5 監事は、理事を兼ねることはできない。

(職務)

- 第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
 - 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときまたは理事長が欠けたときはそ の職務を代行する。
 - 3 理事は、理事会を構成し、法令、定款及び総会、理事会の決議に基づき、この法人の 業務を執行する。
 - 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為 または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合は、 これを総会または所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(任期等)

- 第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 2 前項の規定にかかわらず、理事、監事を総会で選任するため、後任の理事、監事が選出されていない場合に限り、定款で定められた任期の末日後最初の総会が終結するまで、その任期を伸長することができる。
 - 3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行 わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その定員数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事、監事は総会において出席者総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
 - (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
 - 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局及び職員)

- 第20条 この法人に、事務を処理する事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。
 - 2 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。
 - 3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

- 第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。
- 第22条 総会は、正会員をもって構成する。
- 第23条 総会は、以下の事項について議決する。
 - (1) 定款の変更
 - (2) 解散
 - (3) 合併
 - (4) 理事、監事の選任または解任、職務及び報酬
 - (5) 事業報告及び収支決算
 - (6) その他運営に関する重要事項

(開催)

- 第24条 通常総会は、毎年1回開催する。
 - 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって 招集の請求があったとき
 - (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき

(招集)

- **第25条** 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
 - 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決 し、可否同数のきは、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
 - 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項に ついて書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することが できる。
 - 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項の適用については、 総会に出席したものとみなす。
 - 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 - 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押 印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

- **第32条** 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の決した事項の執行に関する事項
 - (3) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (4) 会費の額
 - (5) 事業計画及び収支予算ならびにその変更
 - (6) 事務局の組織及び運営に関する事項
 - (7) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

- 第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき

- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招 集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

- 第34条 理事会は、理事長が招集する。
 - 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から 14日以内に理事会を招集しなければならない。
 - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

- **第36条** 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。
 - 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決する ところによる。

(表決権等)

- 第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。
 - 2 やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項 について書面をもって表決することができる。
 - 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び第38条第1項第2号の適用について は、理事会に出席したものとみなす。
 - 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する者は、その議事の議決に加わること ができない。

(議事録)

- 第38条 理事会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者名(書面表決者にあっては、その旨を付記すること)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 - 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押 印しなければならない。

第7章 資産及び会計

- 第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 財産目録に記載された資産
 - (2) 会費
 - (3) 寄付金品
 - (4) 財産から生じる収入
 - (5) 事業に伴う収入
 - (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係わる事業に関する資産の1種とする。 (資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て理事長が別に 定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。 (会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係わる事業に関する会計の1種とする。 (事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

- **第45条** 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。
 - 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

- 第46条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
 - 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更生)

第47条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加または更生をすることができる。

(事業報告及び決算)

- 第48条 この法人の事業報告、収支決算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を 経なければならない。
 - 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、また は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

- 第51条 この法人が定款の変更をしようとするときは、総会に出席した正会員の過半数以上の 多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事 項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。
 - (1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地 (所轄庁の変更を伴わないもの)
 - (2) 資産に関する事項
 - (3) 公告の方法

(解散)

- 第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
 - (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動法人に係わる事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠乏
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
 - 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員の4分の3以上の承諾を 得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。 (残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く)したときに残存する財産は、法第 11条第3項の規定に従い、正会員総数の3分の2以上の議決を経て、山梨県に譲渡 するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員の3分の2以上の議決を経て、かつ所轄庁の認証を経なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、当法人のホームページに 掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 浅川 玲子 副理事長 前田 美津子 副理事長 齊藤 順子 理事 笠井 登 理事 北原 包子 理事 椙村 憲之 原 庚徳 理事 理事 山形 敏貴 宮川 ひろ 理事 理事 田中 和雄 理事 横森 サチ子 広瀬 恒子 理事 理事 望月 美津子 長谷川 敏夫 理事

- 3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成 18年3月末日までとする。
- 4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5. この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、法人成立の日から平成18年3月31日までとする。
- 6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)個人正会員

年会費

6,000円

(2) 団体 法人正会員

年会費

10,000円

(3) 個人賛助会員

会費・一口

5,000円

(4) 団体賛助会員

会費・一口

10,000円

- 7. 平成19年6月17日 一部を改め同日より施行する。
- 8. 平成28年12月11日 一部を改め同日より施行する。
- 9. 平成30年5月10日 一部を改め同日より施行する。
- 10. 平成30年6月10日 一部を改め同日より施行する。
- 11. 令和元年11月16日 一部を改め同日より施行する。